コーポレートガバナンス

CORPORATE GOVERNANCE　　Osaka Gas Co., Ltd.

最終更新日：2015年4月30日
大阪瓦斯株式会社
代表取締役社長　本荘武宏
問合せ先：広報部　06-6205-4515
証券コード：9532
http://www.osakagas.co.jp/index.html

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

Ⅰ コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社および当社グループは、企業価値の最大化を目指し、公正で透明な事業活動を通じて、お客さまをはじめ、株主さま、社会、従業員など全てのステークホルダーの価値をともに高める、グループ経営理念「価値創造の経営」にもとづき、経営の健全性をより一層向上させるとともに、当社グループを取り巻く経営環境の変化に、より迅速かつ的確に対応するために、コーポレート・ガバナンスの充実・強化を推し進めている。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	20%以上30%未満

【大株主の状況】

氏名又は名称	所有株式数（株）	割合（%）
日本生命保険相互会社	102,239,921	4.91
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	83,014,000	3.98
株式会社三菱東京UFJ銀行	69,929,401	3.36
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	68,026,000	3.27
株式会社りそな銀行	52,777,081	2.53
明治安田生命保険相互会社	29,191,305	1.40
燈友会	28,671,587	1.38
あいおいニッセイ同和損害保険株式会社	27,865,919	1.34
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口1）	25,182,000	1.21
STATE STREET BANK WEST CLIENT - TREATY	24,078,909	1.16

支配株主（親会社を除く）の有無	―――
親会社の有無	なし

補足説明

大株主の状況は、2014年3月31日現在の株主名簿に基づき記載している。

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部、名古屋 第一部
決算期	3 月
業種	電気・ガス業
直前事業年度末における（連結）従業員数	1000人以上
直前事業年度における（連結）売上高	1兆円以上
直前事業年度末における連結子会社数	100社以上300社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

―――

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

―――

Ⅱ 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	27 名
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	13 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	2 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	2 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)									
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
森下　俊三	他の会社の出身者											
宮原　秀夫	学者											

※　会社との関係についての選択項目
※　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
c　上場会社の兄弟会社の業務執行者
d　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
e　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
f　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
g　上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
h　上場会社の取引先（d、e及びfのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
i　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
j　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
k　その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
森下　俊三	○	当社は、森下氏とガス使用契約、その出身元の会社等である西日本電信電話株式会社とガス使用契約・通信契約等、学校法人同志社とガス使用契約等の取引関係にあり、また、一般財団法人関西情報センターの賛助会員であり、学校法人同志社に対して寄付を行っているが、その 性質・規模等に照らして、株主・投資者の判断に影響を及ぼすおそれはないと判断されることから、概要の記載を省略する。	当社は、当該人物の経験・識見、出身元の会社等と当社との関係などに鑑み、社外取締役としての職責を全うできるに足る職務遂行能力および独立性を有するか否かを総合的に判断して社外取締役を選任している。森下氏は、西日本電信電話株式会社の取締役社長を務めるなど、経営者としての豊富な経験と幅広い識見等から、社外取締役として適任であると考え、選任した。また、同氏およびその出身元の会社等が、当社グループの主要な取引先・当社の主要株主でないなど、一般株主と利益相反が生じるおそれがないことから、独立性があると判断して独立役員に指定した。
宮原　秀夫	○	当社は、宮原氏ならびにその出身元の会社等である独立行政法人情報通信研究機構、公益財団法人地球環境センターおよび一般社団法人臨床医工情報学コンソーシアム関西とガス使用契約、国立大学法人大阪大学とガス使用契約・共同研究契約等の取引関係にあり、また、一般社団法人ナレッジキャピタルの運営するナレッジサロンの会員であるが、その性質・規模等に照らして、株主・投資者の判断に影 響を及ぼすおそれはないと判断されることから、概要の記載を省略する。	当社は、当該人物の経験・識見、出身元の会社等と当社との関係などに鑑み、社外取締役としての職責を全うできるに足る職務遂行能力および独立性を有するか否かを総合的に判断して社外取締役を選任している。宮原氏は、情報工学分野における優れた業績と大阪大学総長としての組織運営における豊富な経験等から、社外取締役として適任であると考え、選任した。また、同氏およびその出身元の会社等が、当社グループの主要な取引先・当社の主要株主でないなど、一般株主と利益相反が生じるおそれがないことから、独立性があると判断して独立役員に指定した。

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数	5 名
監査役の人数	4 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

年間監査計画や監査報告等の定期的な会合を含め、必要に応じて随時情報の交換を行い、監査の実効性・質的向上を図っている。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	2 名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	2 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
林　醇	学者													
木村　陽子	その他													

※　会社との関係についての選択項目
※　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
c　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
d　上場会社の親会社の監査役
e　上場会社の兄弟会社の業務執行者
f　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
g　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
h　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
i　上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
j　上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
k　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
l　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
m　その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
林　醇	○	当社は、林氏ならびにその出身元の会社等である大阪家庭裁判所および神戸地方裁判所とガス使用契約、国立大学法人京都大学とガス使用契約・共同研究契約等の取引関係にあり、また、国立大学法人京都大学に対し寄付および研究助成を行っているが、その性質・規模等に照らして、株主・投資者の判断に影響を及ぼすおそれはないと判断されることから、概要の記載を省略する。	当社は、当該人物の経験・識見、出身元の会社等と当社との関係などに鑑み、社外監査役としての職責を全うできるに足る職務遂行能力および独立性を有するか否かを総合的に判断して社外監査役を選任している。林氏は、高松高等裁判所長官を務めるなど、法曹実務家としての豊富な経験と専門的知見を有していること等から、社外監査役として適任であると考え、選任した。また、同氏およびその出身元の会社等が、当社グループの主要な取引先・当社の主要株主でないなど、一般株主と利益相反が生じるおそれがないことから、十分な独立性を有していると判断して独立役員に指定した。
木村　陽子	○	該当事項なし	当社は、当該人物の経験・識見、出身元の会社等と当社との関係などに鑑み、社外監査役としての職責を全うできるに足る職務遂行能力および独立性を有するか否かを総合的に判断して社外監査役を選任している。木村氏は、奈良女子大学教授、地方財政審議会委員および財団法人自治体国際化協会理事長を歴任されるなど豊富な経験と幅広い識見を有していること等から、社外監査役として適任であると考え、選任した。また、同氏およびその出身元の会社等が、当社グループの主要な取引先・当社の主要株主でないなど、一般株主と利益相反が生じるおそれがないことから、十分な独立性を有していると判断して独立役員に指定した。

【独立役員関係】

独立役員の人数	4 名

その他独立役員に関する事項

当社は、社外役員全員を独立役員として指定している。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	業績連動型報酬制度の導入

該当項目に関する補足説明

各取締役の報酬額は、透明性・客観性等を確保する観点から、社外役員が過半数を占める任意の諮問委員会での審議を経た上で、株主総会で承認いただいた上限額（月額63百万円）の範囲内で、取締役会の決議により、各取締役の地位及び担当等を踏まえ、会社業績を反映して決定することとしている。但し、社外取締役については業務執行から独立した立場であることから固定報酬としている

ストックオプションの付与対象者	

該当項目に関する補足説明

―――

【取締役報酬関係】

（個別の取締役報酬の）開示状況	個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

平成25年度に取締役に支払った報酬：535百万円(但し、平成25年6月27日開催の第195回株主総会終結の時をもって退任した取締役4名の報酬を含む。)

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無	あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

各取締役の報酬額は、透明性・客観性等を確保する観点から、社外役員が過半数を占める任意の諮問委員会での審議を経た上で、株主総会で承認いただいた上限額（月額63百万円）の範囲内で、取締役会の決議により、各取締役の地位及び担当等を踏まえ、会社業績を反映して決定することとしている。但し、社外取締役については業務執行から独立した立場であることから固定報酬としている。

また、各監査役の報酬額は、株主総会で承認いただいた上限額（月額14百万円）の範囲内で、監査役の協議により、各監査役の地位等を踏まえて決定することとしている。

なお、取締役及び監査役に対する退職慰労金については、廃止している。

【社外取締役（社外監査役）のサポート体制】

社外取締役は秘書部が、社外監査役は監査役室が、それぞれサポートしている。また、社外取締役・社外監査役に対し、会社状況全般の理解を深めるため、適宜・適切な情報提供の機会を設けている。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項（現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要）

(1)当社のガバナンス体制
当社では、取締役会等により定められた社内規程に則って、業務執行を行う取締役及び常務執行役員で構成する経営会議で専門的見地から事案を精査し、取締役会で十分に審議を尽くした上で意思決定を行っている。取締役会は、社外取締役2名を含む13名で構成されており、子会社等を含めた当社グループ全般に関わる重要事項を取り扱い、的確かつ迅速な意思決定と監督機能の充実を図っている。さらに当社は、執行役員制度を導入しており、執行役員は取締役会で定めた職務の執行に従事するとともに、代表取締役と取締役の一部が執行役員を兼務し、業務執行
機能及び取締役会の監督機能のより一層の強化を図るように努めている。また、当社は監査役会設置会社を選択しており、社外監査役2名を含む4名の監査役それぞれが取締役の職務の執行を監査している。
なお、取締役・監査役の選任及び取締役の報酬に関する事項については、透明性・客観性等を確保する観点から、社外役員が過半数を占める任意の諮問委員会の審議を踏まえて決定することとしている。
当社は、取締役は27名以内とする旨及び取締役の選任決議について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨を定めている。また、取締役の選任決議は、累積投票によらない旨を定款に定めている。

(2)社外取締役に関する事項（社外取締役の役割・機能）
社外取締役は、取締役会の一員として意思決定に参画するとともに、その識見・経験等に基づき、独立した立場から業務執行取締役の職務の執行を監視・監督している。

(3)監査役の機能強化に向けた取組状況
当社では、監査役の機能強化に向けた取組状況として、監査役関係に記載した事項のほか、取締役の指揮命令系統外の専従スタッフからなる監査役室を設置し、監査役の調査業務を補助することにより、監査役の監査機能の充実を図っている。なお、常勤監査役の亀井信吾は、当社財務部長を経験しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有している。

(4)役員の報酬等の額の決定に関する方針
各取締役の報酬額は、透明性・客観性等を確保する観点から、社外役員が過半数を占める任意の諮問委員会での審議を経た上で、株主総会で承認いただいた上限額（月額63百万円）の範囲内で、取締役会の決議により、各取締役の地位及び担当等を踏まえ、会社業績を反映して決定することとしている。但し、社外取締役については業務執行から独立した立場であることから固定報酬としている。
また、各監査役の報酬額は、株主総会で承認いただいた上限額（月額14百万円）の範囲内で、監査役の協議により、各監査役の地位等を踏まえて決定することとしている。

なお、取締役及び監査役に対する退職慰労金については、廃止している。

(5)任意の委員会に関する事項
当社は、取締役・監査役の選任に関する事項、取締役の報酬に関する事項について、任意の諮問委員会を設置し審議している。委員会は社外委員と社内委員で構成され、社外委員は社外取締役2名および社外監査役2名であり、社内委員は社長および必要に応じて社長が指名する者(他の代表取締役の中から2名まで社長が指名できる。)である。なお、議長は委員の中から互選により選任している。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

企業価値最大化を図るべく、一般株主を含む株主全般の利益を確保しつつ、効率的かつ適正な経営判断と業務執行を行っていくため。

Ⅲ 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	議案の熟慮期間を確保するため、招集通知の早期発送（約4週間前）を行っている。
電磁的方法による議決権の行使	インターネット等の電磁的方法により議決権を行使することができる電子投票制度を採用している。
議決権電子行使プラットフォームへの参加その他機関投資家の議決権行使環境向上に向けた取組み	株式会社ICJの運営する機関投資家向け「議決権電子行使プラットフォーム」に参加している。
招集通知（要約）の英文での提供	招集通知（全文）の英訳を作成して当社ウェブサイトに掲載するとともに、東京証券取引所に提 出して公衆縦覧に供している。
その他	招集通知、決議通知および議決権行使結果に係る臨時報告書（いずれも和文・英文）を当社ウ ェブサイトに掲載している。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	ディスクロージャーポリシーを作成し、当社ウェブサイトにて公開している。 （http://www.osakagas.co.jp/company/ir/disclosure-policy/index.html）	
個人投資家向けに定期的説明会を開催	証券会社主催の株式投資セミナー等で、個人投資家向けの説明会を実施している。	なし
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	アナリスト・機関投資家向け決算説明会を、毎年2回（第2四半期決算発表時および第4四半期決算発表時）開催している。	あり
IR資料のホームページ掲載	決算情報、財務情報、事業報告書、有価証券報告書、アニュアルレポート、ファクトブック、その他様々な会社データを掲載している。 （http://www.osakagas.co.jp/company/ir/index.html）	
IRに関する部署（担当者）の設置	・IR担当部署：経営企画本部　企画部 ・IR担当役員：取締役常務執行役員　経営企画本部長　松坂英孝 ・IR事務連絡責任者：経営企画本部　IR部長　津田恵	
その他	海外投資家向けの定期的な説明会は開催していないが、海外投資家を代表取締役などが不定期で訪問し、経営戦略等についての説明を行っている。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
	大阪ガスグループでは、国内外のサプライチェーンと共に社会の持続可能な発展に貢献していくため、経営理念、CSR憲章、企業行動基準を策定し、ステークホルダーとのコミュニケーションを通じて、グループ全体でのCSR水準の向上を目指している。 1.経営理念 大阪ガスグループは、お客さま価値の最大化を第一に、公正で透明な事業活動を通じて、株主さま、社会、従業員などの全てのステークホルダーの価値をともに高めていく「価値創造の経営」を基本理念としている。 （詳細はホームページをご覧ください。 http://www.osakagas.co.jp/company/about/brand/index.html） 2.CSR憲章 大阪ガスグループは、お客さま価値の最大化を第一に、公正で透明な事業活動を通じて、株主さま、社会、従業員などの全てのステークホルダーの価値をともに高めていく「価値創造の経営」を基本理念としており、この価値創造の経営を実現することが、当社グループのCSR（社会的責任）を全うすることと考えている。 企業の社会的責任を全うし、大阪ガスグループが持続的な発展を図っていくため、「大阪ガスグループCSR憲章」を定め、当社グループの役員および従業員の行動の指針としている。 経営トップをはじめとする各組織の責任者は、本憲章の趣旨を体し、率先垂範に努める。また、法令違反等の問題が発生したときは、経営トップをはじめとする各組織の責任者は、自ら問題解決にあたり厳正に対処する。 憲章の構成は以下のとおり。 I. お客さま価値の創造 大阪ガスグループは、天然ガスをコアとするマルチエネルギーの安定供給、保安の確保およびサービスの向上を通じて、お客さまの快適な暮らしとビジネスの発展に貢献していきます。あわ

社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	せて、社会的に有用な商品・サービスの提供により、新しい価値の創造に挑戦し、お客さまとともに進化し発展し続ける企業グループを目指します。 II. 環境との調和と持続可能な社会への貢献 地域および地球規模の環境保全は、エネルギービジネスを中心に事業展開する大阪ガスグループにとって極めて重要な使命であります。大阪ガスグループは、我々のあらゆる活動が環境と深く関わっていることを認識し、その事業活動を通じて環境との調和を図り、エネルギーと資源の効率的利用を実現することによって、持続可能な社会の発展に貢献します。 III. 社会とのコミュニケーションと社会貢献 大阪ガスグループは、自らの企業活動を世の中に正しく理解していただくため、情報を積極的に 公開し、経営の透明性を高めるとともに、社会とのコミュニケーションを推進します。また、良き企業市民として、地域社会に貢献するよう努めます。 IV. コンプライアンスの推進と人権の尊重 大阪ガスグループは、全ての役員および従業員が、コンプライアンスを確実に実施することで、社会からの信頼を得る健全な企業グループを目指します。コンプライアンスとは、法令遵守だけでなく、社会の一員としての良識ある行動までを含む幅広いものと捉え、お客さま、取引先さまなど全ての人々との公正な関係を維持し、人権の尊重に努めます。 V. 人間成長を目指した企業経営 大阪ガスグループは、雇用の確保を図るとともに、従業員の個性と自主性を尊重し、仕事を通じ て人間的成長を図ることのできる企業を目指します。また、常に研鑽と啓発に努め、お客さま、株主さま、社会の期待に応える新しい価値を生み出すように努力します。従業員と会社は、相互に信頼感と緊張感をもって、グループ各社の健全な成長をともに高めます。 （詳細はホームページをご覧ください。 http://www.osakagas.co.jp/company/csr/beginning/csr_charter.html#1） 3.企業行動基準 大阪ガスグループがCSRを全うするために、コンプライアンスを確実に実施することが何よりも大切と考え、グループ各社の諸規程の基本となる規程として「大阪ガスグループ企業行動基準」を定め、当社グループの役員・従業員が確実にとるべき行動の基準としている。業務遂行に際しての規程・マニュアル等には、必要に応じ、具体化された行動規範を織り込み、本基準の精 神を浸透させている。この行動基準は、国際的ガイドラインである国連グローバル・コンパクトやISO26000の発行を踏まえた改定も行っている。 （詳細はホームページをご覧ください。 http://www.osakagas.co.jp/company/csr/beginning/principles.html） （ご参考）「大阪ガスグループ企業行動基準」のエッセンス 1. 人権尊重し、安心・快適に働ける職場を実現します。 2. 法令を遵守し、良識に従い業務を遂行します。 3. グローバルな事業活動において、各国・地域の法令、人権に関するものを含む国際規範を尊重します。 4. 地球環境に配慮して行動します。 5. 公正な取引・競争を行います。 6. 安全で高品質な商品・サービスを適正な価格で提供し、お客さま満足の向上に努めます。 7. 関係先・取引先との交際は、節度を守り良識の範囲で行います。 8. 情報の価値・重要性を正しく認識し、適正に取り扱い、公開します。 9. 反社会的勢力との関係を遮断します。 10 適正な納税と経理処理を行います。 以上の経営理念、CSR憲章、企業行動基準に基づき、事業の各側面において、方針や規程を策定し、徹底している。
環境保全活動、CSR活動等の実施	「価値創造の経営」の実現を目指して、大阪ガスグループのバリューチェーンにおける社会的影響を認識し、企業活動に反映している。 社長のもと、役員などがCSRに関する活動計画および活動報告の審議を行う「CSR推進会議」、大阪ガスグループのCSR活動を統括する役員「CSR統括」のもと、組織長が委員となり組織横断的な調整・推進を行う「CSR委員会」を設置し、適切かつ積極的な活動の実践に努めるとともに、テーマに応じて随時社内外のステークホルダーとの対話の場を設定し、社会の期待に柔軟かつ適切に対応している。 （CSR推進体制：http://www.osakagas.co.jp/company/csr/beginning/system.html） CSR活動に関しては、「CSR憲章」に基づき、方針や推進体制の整備、指標の策定により、取り組みの推進に努めている。これらの取り組みについては、ウェブサイトで網羅的な情報の開示を行っている。 （大阪ガスグループのCSR：http://www.osakagas.co.jp/company/csr/index.html） なお、2013年度の主な実績は以下のとおり。 【CSR全般】 国際基準を参考にしたCSR情報開示／バリューチェーンにおけるCSR推進／ 【憲章I】 LNG調達先多様化等、エネルギーの安定供給・セキュリティ向上への取り組み／「災害対策方針」に基づく防災対策、安全対策の推進／お客さまの声を分析・活用したCS向上 【憲章II】 ガスコージェネレーションシステムの普及等、低炭素社会の実現とエネルギーセキュリティ向上への貢献／低燃費型LNG船の建造等、先進的取り組みの推進 【憲章III】 社会課題解決に向けた社会起業家やNPOとの協働／「なにわの語りべ」やスポーツ教室等による地域活性化への協力／「火育」や「Riceサンエンスセミナー」等を通じた教育界・次世代・保護者の活動支援 【憲章IV】「ケースメソッド研修」等、コンプライアンスの体質化に向けた取り組み／人権研修・啓発の推進 【憲章V】 ダイバーシティ推進体制の整備や方針の策定／スマートワークの推進／グループ全体での人材育成活動

	社会貢献活動、食育活動、スポーツを通した青少年育成などのステークホルダーエンゲージメントや、経営効率化目標進捗状況、お客さま満足度向上の取り組み、環境への取り組み、安全と防災、技術開発情報などについて、各ウェブサイトでも紹介している。 （大阪ガスグループの取り組み：http://www.osakagas.co.jp/company/efforts/index.html）
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	「大阪ガスグループ企業行動基準」に情報の公開に関する条項を設け、適時・適切な情報公開、社会とのコミュニケーションの推進に努めるよう規定している。これに基づいて策定した「情報公開規程」では、情報公開に係る責任体制、公開すべき情報の積極的な公開、透明性の向上を規定している。 適時の情報公開はプレスリリースにて行い、四半期・年次の報告は冊子やウェブサイトにて公開している。 CSRに関する報告は、GRIの「サステナビリティ・レポーティング・ガイドライン」や環境省の「環境報告ガイドライン」を参考に作成・公開しており、冊子版の配布については、社外の配布サービスも利用して、希望者が取得しやすいようにしている。
その他	（女性の活躍の方針・取組等について） ・当社は、1992年に育児休業および介護休業を導入して以来、次世代育成支援対策推進法に先駆け、法定以上の仕事と生活の両立支援制度を整備してきた。2001年「ファミリー・フレンドリー企業」労働大臣努力賞を受賞し、2007年以降次世代育成支援推進法に基づく行動計画を3期 にわたり提出し、厚生労働大臣より「くるみんマーク」企業に認定されている。また、能力主義と女性の職域拡大を推進してきた結果、出産・育児に伴う退職が殆どなくなり、2013年度の平均勤続年数は男性21.4年・女性23.0年とほぼ性差の無い状況である。これらが評価され「平成25年度なでしこ銘柄」に選定された。 ・さらに、2010年「女性のエンパワーメント原則(WEPs)」に関係会社6社と共に署名・参加し、2013年に人事部にダイバーシティ推進チームを設置した。2014年3月には「大阪ガスグループダイバーシティ推進方針」を発表し、女性活躍を試金石として人材の多様化を図るとともに「スマートワーク」の推進と社員の意識改革を進めるなど、多様な人材が活躍できる職場環境づくりに取り組んでいる。 （詳細はホームページをご確認ください http://www.osakagas.co.jp/company/csr/beginning/diversity_policy.html） ・同方針では、当社の女性活躍目標として、総合職採用人数に占める女性比率30%以上の継続、2020年までに女性管理職比率を5%にすること、女性役員の早期登用を掲げている。総合職新卒採用に占める女性比率は2004年度15%に対し2014年度は31.7%、マネジャー以上の管理職に占める女性比率は2004年度0.3%に対し2014年度は部長職2名を筆頭に2.2%となった。なお、社外監査役に女性が1名就任している。

Ⅳ 内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況 更新

当社は、取締役会において、当社の取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他当社グループの業務の
適正を確保するために必要な体制（内部統制システム）について定めており、その概要は以下のとおりであります。
なお、平成27年4月27日開催の取締役会において、これらの体制が適切に運用されている旨を報告するとともに、内部統制システムの改定を行っております。

1.職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制
(1) 当社グループの取締役・従業員は、職務の執行の前提となる情報収集・事実調査を十分に行い、的確な事実認識のもと、職責権限に関する規程に基づき、合理的な判断を行う。
(2) 業務執行取締役は、取締役会における適正な意思決定に資するとともに、監督機能の充実を図るとともに、効率的な業務執行の体制を確立するため、独立性を有する社外役員を確保する。また、取締役会の監督機能の充実を図るとともに、効率的な業務執行の体制を確立するため、執行役員制度を採用する。
(3) 業務執行取締役は、社長および取締役会の判断に資することを目的として経営会議を設け、経営の基本方針および経営に関する重要な事項
について審議する。
(4) 業務執行取締役は、「大阪ガスグループCSR憲章」を踏まえて、「大阪ガスグループ企業行動基準」を定め、当社グループの取締役および従業員にこれを周知徹底することにより、当社グループにおける法令・定款に適合した職務の執行の確保はもとより、公正で適切な事業活動（環境保全への貢献、社会貢献活動の推進、反社会的勢力との関係遮断等を含む。）を推進する。
(5) 業務執行取締役は、内部通報制度である相談・報告制度とCSR委員会の設置により、当社グループにおけるコンプライアンスに係る状況の把握とコンプライアンスの推進に努める。
(6) 当社グループの取締役・従業員は、当社グループにおけるコンプライアンスに係る問題を発見したときは、事案の重大性・緊急性に応じ、業務執行取締役もしくは上長に相談・報告するか、または相談・報告制度により報告する。業務執行取締役、コンプライアンス部長または上長は、その内容を調査し、所要の改善措置を講じる。

2.取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制
(1) 当社グループの業務執行取締役・従業員は、職責権限に関する規程に基づき、判断要素、判断家庭等を明記した取締役会議事録、稟議書等を作成する。
(2) 当社グループの業務執行取締役・従業員は、取締役会議事録、稟議書その他の職務の執行に係る情報を、情報の特性に応じて、適切に保存し、管理する。

3.損失の危険の管理に関する規程その他の体制
(1) 業務執行取締役は、製造・供給設備の工事、維持および運用に関する事項について保安規程を定めるとともに、製造供給体制の整備を推進することなどにより、ガス事業における保安の確保と安定供給に万全を期す。
(2) 当社グループの業務執行取締役・当社の基本組織長（当社の基本的組織単位の長）は、リスク（外的要因による危険、内的要因による危険、外部者との取引等に伴う危険）ごとに、リスク発生の未然防止、または発生した場合の損失の最小化のための対応策を講じ、損失の危険の管理を行う。
(3) 損失の危険の管理は、各基本組織および各関係会社を基本単位とする。
(4) 当社グループの経営に特に重要な影響を与える可能性がある緊急非常事態への対応は、災害対策に関する規定および事業継続計画による。

4.取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
(1) 当社グループの業務執行取締役・当社の基本組織長は、職責権限に関する規程により、当社・当社グループにおける業務分担と意思決定に関する事項を定める。また、組織等の制度内容や職務の遂行に際しての一般的な遵守事項について規程等を定め、これらを周知徹底することにより、円滑な組織運営、業務の品質向上・効率化を図る。
(2) 当社グループの業務執行取締役・当社の基本組織長は、企業価値の最大化を目的として、当社・当社グループの中期経営計画と単年度計画を定めるとともに、業績管理指標により達成状況をフォローし、計画達成に向けて注力する。

5.当社グループにおける業務の適正を確保するためのその他の体制
前記各事項に加えて、業務執行取締役は、次の措置を講じるとともに、適正な運用に努める。
(1) 当社グループの各事業分野において中心的役割を担う会社（中核会社）または関係会社を管理する基本組織（経営サポート組織）を定め、関係会社の日常的な経営管理を行う。
(2) 当社グループ全体の法令・定款適合性や効率性等について、当社の監査部長が内部監査を行う。その監査結果を受けて必要がある場合には、速やかに改善措置を講じる。
(3) 財務報告の信頼性を確保するため、これに係る内部統制の整備、運用および評価を行う。

6.監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項
(1) 業務執行取締役は、監査役の求めがあれば、従業員を監査役の職務の補助に従事させ、監査役補助者が所属する監査役室を設置する。
(2) 監査役補助者は、監査役の職務の補助に専従する。

7.監査役補助者の取締役からの独立性に関する事項
(1) 業務執行取締役は、全従業員に等しく命ずべき職務を除き、監査役補助者を指揮命令できない。
(2) 業務執行取締役は、監査役補助者の人事考課、異動等を行う場合、事前に監査役の意見を徴し、これを尊重する。

8.取締役および使用人による監査役への報告に関する体制その他の監査役への報告に関する事項
(1) 取締役は、当社に著しい損害を及ぼす事実を発見したときは、直ちに報告する。
(2) 当社グループの取締役、従業員または関係会社の監査役は、当社グループの経営に重大な影響を及ぼす事項、内部監査の結果、相談・報告制度の主な通報状況、その他重要な事項を、遅滞なく報告する。
(3) 当社グループの取締役・当社の従業員は、監査役から職務の執行に関する事項について報告を求められたときは、遅滞なく報告する。
(4) 当社グループの業務執行取締役・上長は、前各項に基づき監査役の報告を行った者に対して、当該報告を行ったことを理由とする不当な取り扱いを行わない。

9.その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するためのその他の体制
(1) 監査役は、代表取締役、会計監査人と定期的に意見交換できる。
(2) 監査役は、経営会議および全社委員会に出席でき、稟議書等の職務の執行に係る重要な情報を適時に調査できる。

10.運用状況の確認等
(1) 業務執行取締役は、内部統制システムの運用状況の確認および評価を定期的に行い、その結果を取締役会に報告する。
(2) 業務執行取締役は、内部統制システムの評価結果、その他の状況を勘案し、必要に応じ、所要の措置を講じる。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社はすべての反社会的勢力との取引や利益供与は、いかなる理由をもってしても正当化されず絶対禁止であるものとして、『大阪ガスグループ企業行動基準』に定め、毎年定期的に全役員・従業員等に対して周知徹底することにより遵守させており、以下のとおり体制を整備している。
・総務部を対応統括部署と定め、不当要求防止責任者を関係組織に設置している。
・警察等の外部の専門機関とも情報交換を行い、有事の場合に対応いただくよう連携している。
・反社会的勢力に関する情報を収集し、適宜社内での共有化を図っている。
・対応マニュアルを整備し、社内研修を実施するなど、社内での啓蒙、注意喚起を適切に行っている。

Vその他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	なし

該当項目に関する補足説明

―――

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

当社の適時開示体制の概要は、以下のとおりである。

（会社情報等の公開に関する基本姿勢）
1. 当社は、グループ経営理念において、コンプライアンスとともに経営に関する情報を積極的に公開し、経営の透明性の維持向上に努めることを
定め、会社情報の公開に関する体制の整備に努めている。

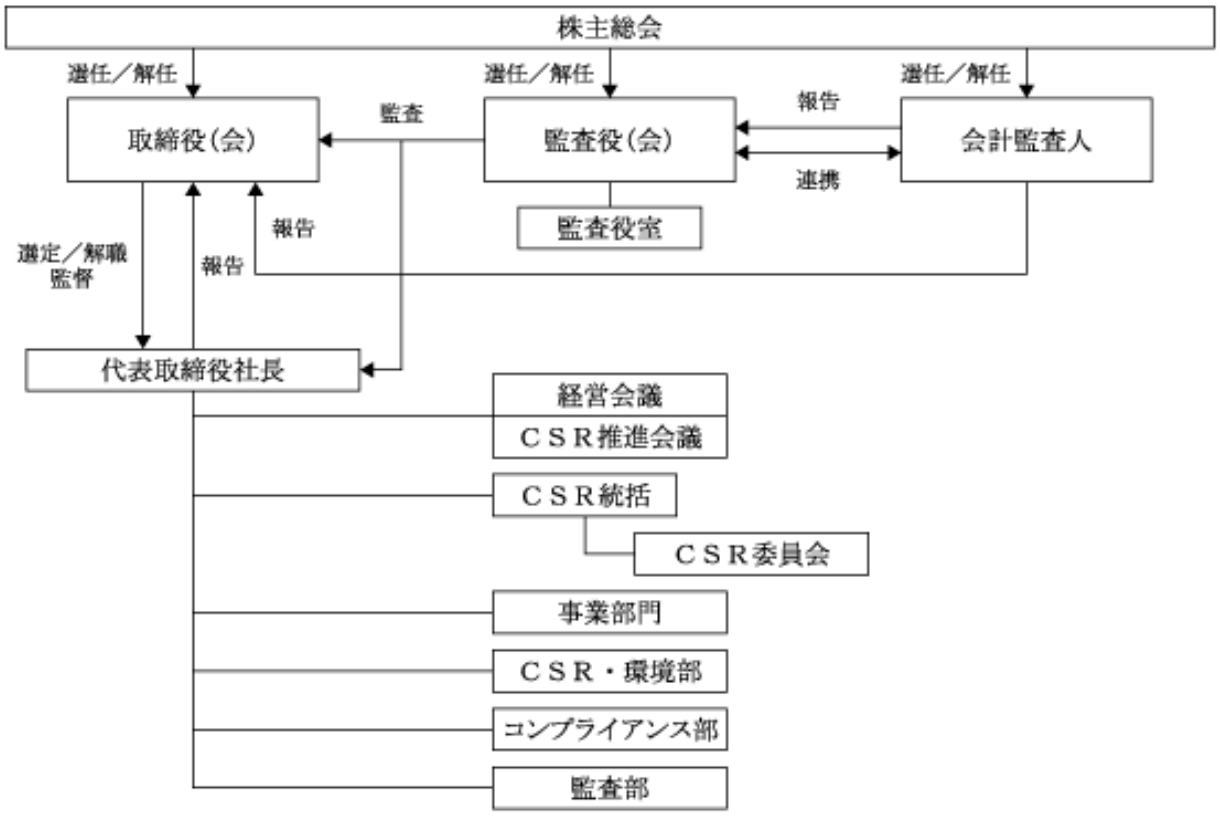
（会社情報の取扱いや公開に関する周知徹底）
2. 当社は、会社情報の取扱いや公開に関する当社グループの取締役・従業員が遵守すべき行動基準を定めている。また、インサイダー取引規制に係る重要事実の取扱いに関する社内規程に加え、情報の公開に関する社内規程および情報の管理に関する社内規程を整備し、有価証券の
投資判断に重要な影響を与える会社の業務、運営または業績等に関する情報を適切な時期に公開することに努めている。

（会社情報の把握および管理）
3. 会社情報の把握および管理は、その情報に関する業務を担当している組織の長（関係会社については当該関係会社の代表者）を責任者として適切に行っている。情報管理の状況については、各組織の長（関係会社については当該関係会社の代表者）が定期的に点検を行っている。

（会社情報の情報公開）
4. 会社情報を管理する組織の長（関係会社については、経営サポート組織の長または所属する中核会社グループの中核会社社長）は、当社グループの経営に対する影響、お客さま・取引先・従業員の安全性・利益、株主さまの利益、公開に対する社会的要請を総合的に勘案し、広報部長に意見を求めたうえで、情報公開を決定する。ただし、会社情報のうち、重要な情報については、当該組織を担当する担当役員、本部長または事業部長（関係会社については、経営サポート組織を担当する担当役員、本部長もしくは事業部長または所属する中核会社グループの中核会社社長）が、また取締役会決議事項など特に重要な情報については、代表取締役社長が、情報公開を決定する。

（会社情報公開状況の自主監査）
5. 会社情報の公開状況については、会社情報を管理する組織の長（関係会社については、経営サポート組織の長または所属する中核会社グル
ープの中核会社社長）が定期的に評価・点検を行っている。会社情報の公開に関する・企画・推進業務を担っている広報部長は、上記の自主監査の報告を求め、結果に応じて改善措置を求める。

（適時開示の基本的な流れ）
6. 適時開示に係る会社情報については、当該組織の長（関係会社については、経営サポート組織の長または所属する中核会社グループの中核
会社社長）は、情報取扱責任者である広報部長と適宜協議を行う。開示が必要な会社情報については、広報部長の指示に基づき総務部長が直ちに各上場金融商品取引所（東京、名古屋）に通知するとともに、広報部長が報道機関に公表する。


株主総会
選任／解任
選任／解任
選任／解任
取締役(会)
監査
監査役(会)
報告
連携
会計監査人
監査役室
選定／解職
監督
報告
報告
代表取締役社長
経営会議
ＣＳＲ推進会議
ＣＳＲ統括
ＣＳＲ委員会
事業部門
ＣＳＲ・環境部
コンプライアンス部
監査部